

面会交流調停を申し立てる方へ

1 はじめに

面会交流とは、離れて暮らす親と子どもが定期的かつ継続的に交流をすることをいい、子どもの健全な成長にとっても大切なものです。調停手続では、お子さんの年齢や心身の状況、生活状況、その他お子さんや親子に関係する事情を総合的に考えてお子さんに配慮した取り決めとなるよう話し合いが進められます。面会交流の取り決めに際しては、面会等を行う際に父母が注意すべき事項について裁判所側から助言することもあります。

2 調停について

調停とは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、中立の立場から、当事者双方から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、助言や合意のあっせんをする手続です。

調停委員は、一般市民から選ばれた非常勤の国家公務員です。調停の手続は非公開で、調停委員には、職務上知り得た関係者の秘密を守る義務が課されています。

3 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

収入印紙 対象となる子ども一人につき1200円

郵便切手 合計869円

(内訳 140円×1枚、84円×6枚、50円×2枚、20円×3枚、10円×6枚、1円×5枚)

5 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類

申立書2通(裁判所用、相手方用)

コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。

住所等、相手方に知られたくない情報があるときは、別添の「注意書」、「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」及び「非開示希望申出と当事者間秘匿制度(Q&A)」

を御参照ください。

□ 事情説明書 1 通

相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。

□ 進行連絡メモ 1 通

相手方に読まれることはありません。

□ 子どもの戸籍謄本（全部事項証明書）各 1 通

3 か月以内に発行されたものを提出してください。

□ 送達場所の届出書

※ 届出書の注意書きに御留意ください。

(2) 調停進行中の提出書類

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。

(3) 上記(2)の提出方法

ア 書類を提出する場合には、裁判所用及び相手方交付用として写しを 2 通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください。

なお、自分の主張や意見をまとめた「主張書面」を作成・提出するときの留意点は、次のとおりです。

(ア) A 4 サイズの用紙に横書きし、綴じしろとして左端より 3 センチメートル程度あけて作成してください。

(イ) 必ず①事件番号（令和〇年（家イ）第〇〇〇号）、②作成年月日、③提出者の署名（記名）と押印、④裁判所名と係名を記載し、書面 2 通（裁判所用及び相手方交付用）を提出してください。

イ 書類等の中に、秘とくを希望する住所等、相手方に知られることで生命・身体に危険が生じるなどの生活をする上で支障がある情報やマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、マスキング処理（黒塗りなど）をしてください。

ウ 上記イのマスキング処理ができない書面については、「非開示希望の申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面（秘とくを希望する情報部分にマーカー等で色付けをする。）をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示希望の申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

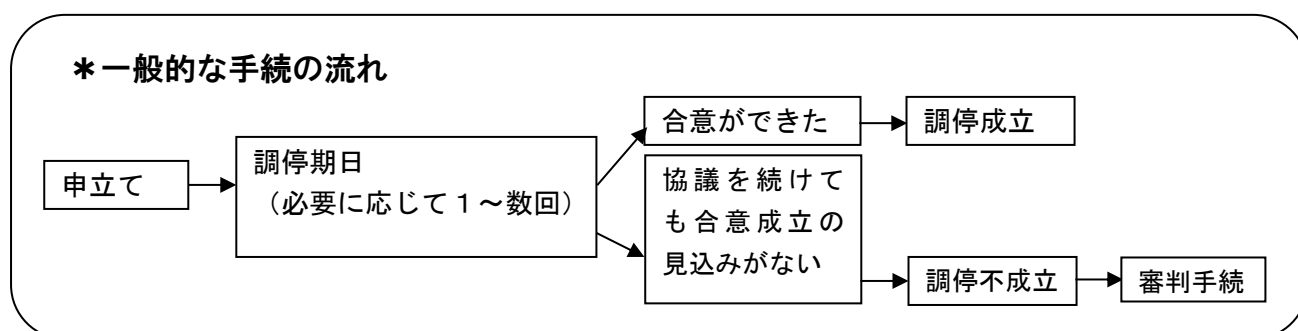
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

6 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。調停委員による期日開始時の手続説明や期日終了時の次回に向けた準備事項の説明等は、申立人と相手方が同席した状態で行われることがあります。それ以外は、申立人と相手方から交互に事情を聴きます。上記説明の際に使用しますので、各調停期日には、この書面を必ず持参してください。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官（心理学等の行動科学の専門職）が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間にお子さんの監護状況等について調査を行ったりすることもあります。

調停の結果、合意ができたときは、「調停成立」となり、調停調書を作成して手続は終了します。調停調書の記載には、裁判の判決と同じ効力があります。他方で、何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に、審判手続（裁判官が面会の実施の可否及び面会の内容を判断する手続）に移ります。



※注意事項

- ・最高裁判所ホームページでは、家事調停制度に関する動画や子どものいる夫婦の離婚や面会交流に関する動画を配信しています。トップページより「動画配信」をクリックして、見たい動画を選択してください。
- ・調停手続を通じて、他方当事者に書類、物品等を手渡してほしい等の要望を受けることがありますが、家庭裁判所では、このような書類、物品等の授受の仲介は行っていません（事件関係の主張書面及び裏付資料は別です。）。
- ・家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。
- ・第1回期日には、次のものを持参してください。
 - ・運転免許証、健康保険証など、身分を確認できるもの
 - ・今回裁判所から届いた封筒に入っていた一式の書類